

マスマディアを活用したシティプロモーション業務委託仕様書

1 業務名

マスマディアを活用したシティプロモーション業務

2 業務の目的

住む人にも訪れる人にも満足度№. 1のまちづくりを目指して、マスマディア等を活用し、基山町がもつ魅力や価値を発信することにより、基山町の認知度・知名度・イメージ・注目度の向上と話題づくりとなるシティプロモーションの実施を目的とする。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和6年3月22日（金）まで

4 業務内容

受託者は、これまで基山町が実施してきたシティプロモーション業務の成果を踏まえ、さらなる認知度等の向上を見込めるよう、また、これまでのシティプロモーション業務では届いていなかった層にも広まるよう、企画段階から創意工夫をこらして、マスマディア等を活用したシティプロモーション業務の企画実施に係る全ての業務を行うものとする。

プロポーザルでの企画提案内容を基に、基山町と協議を行い、最終的に内容を決定する。

(1) マスマディア等を活用したプロモーション活動

マスマディア等を通じて、基山町の財産である歴史・伝統文化資源や観光資源を活用し、基山町の魅力を町内外へ情報発信すること。

マスマディア等とは、テレビ、新聞、雑誌及びラジオのほか、WEBメディアやデジタルメディア等を含み、幅広い対象に向けて契約期間内長期間にわたり、複数のメディアや手法を組み合わせ、相乗効果が図れるような企画をすること。

企画提案書には、ターゲットとなる対象（地域エリア、年齢、性別及び職業等）、その選定理由及びそのプロモーション効果を記載すること。

マスマディア等を活用したプロモーション活動について、情報発信した内容を記録したデータをDVD等で基山町の確認用として1セット提出すること。

また、成果品として、数年にわたり基山町庁舎内や基山駅のデジタルサイネージ等で放映できるよう、映像、画像及び音楽等に係る肖像権・著作権処理を済ませたもので、所有権はすべて基山町に属する動画を記録したデータをDVD等で1セット提出すること。

(2) 基山町内の体験型・訪問型イベント

基山町を訪れ、基山町への興味関心を高め、交流人口、関係人口、移住・定住人口の増加に繋がるイベントを行うこと。

イベントのコンセプトや規模等の具体的な提案を行うこと。

また、(1) のプロモーション活動との相乗効果を図ること。

(3) 基山町ふるさと大使「どぶろっく」を活用したPR活動

当業務の委託契約締結者が株式会社浅井企画と契約を締結することとし、その契約金額は実施要領に記載の当業務の業務委託契約金額に含む。

当該PR活動の企画提案に関する問い合わせ先は基山町役場企画政策課とする。

①きのくに祭りのステージ企画

令和5年7月22日（土）に基山町で開催されるきのくに祭りのステージ企画について調整を行うこと。（日程は、株式会社浅井企画と調整済）

きのくに祭り当日の詳細については、当業務の委託契約締結後に基山町と調整することとする。

②基山町PR動画制作、発信

基山町の魅力を訴求し、認知度の向上に繋がるPR動画を制作し、効果的な発信を企画すること。撮影については①と同日に行うこととする。

動画再生時間や活用用途を明確に提案すること。

5 成果品納入場所・期限

場所：基山町役場企画政策課

期限：令和6年3月22日（金）

6 留意事項

(1) 一般事項

①委託料には、業務を実施するにあたり必要となる費用全てを含むこととする。

②業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

③業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。

④業務を遂行するうえで必要な写真や画像等について、原則として受託者で撮影を行う等により準備することとするが、季節柄等によりやむを得ず受託者で用意ができないものについては、協議のうえ、基山町所有の写真や画像等の提供も可能とする。ただし、その他制作に必要な第三者が撮影・作成した、写真や画像等の使用に関する諸権利については、受託者において処理（許諾、契約及び同意等）することとする。

⑤委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当業務で知り得た機密及び個人情報等は他に漏らしてはならない。

(2) 業務体制

①あらかじめ基山町と調整したスケジュールで行うこと。

②制作作業にあたっては、委託業務を総括し、基山町からの指示を受ける窓口として制作責任者を置き、基山町及び関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。なお、制作責任者と併せて、当業務の従事者を確保し、これらは、画像やデザイン、映像、音声等のマルチメディア情報を制作する上で必要な知識と技能を有している者であること。

③編集内容の最終決定までには動画の試写を行い、訂正指示のあった箇所については、これに対応し基山町の了承を得ること。

(3) 著作権等

①納品された成果品、委託業務に関する企画提案書、計画書及び報告書等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、すべて基山町に帰属する。また、成果品は、基山町が上映やホームページ等の掲載等、隨時使用可能なものとする。

②第三者が権利を有している映像、画像及び音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。ただし、二次使用を含めた使用の許諾及び事後の期間においては必ずしも無期限ではなく、必要に応じて個別に双方協議の上、決定するものとする。

③制作にあたっては、肖像権や意匠権、著作権その他の権利等について撮影前に基山町への了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

④映像や音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、基山町は責任を負わない。

7 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、基山町と協議すること。